

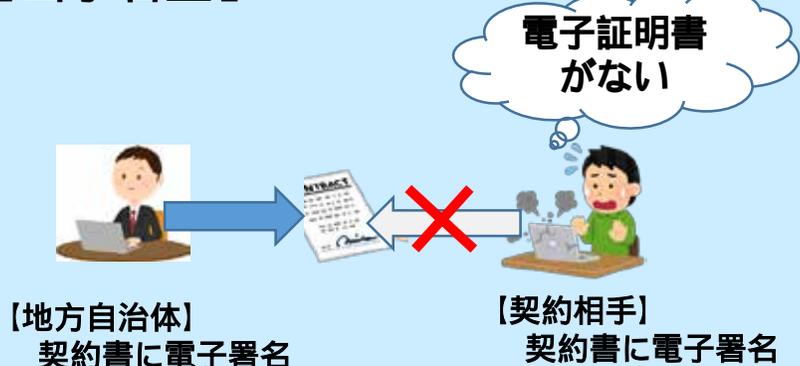
地方自治体における立会人型電子契約の推進
(規制改革推進会議 デジタルガバメントWG 説明資料)

令和2年11月17日(火)

茨城県

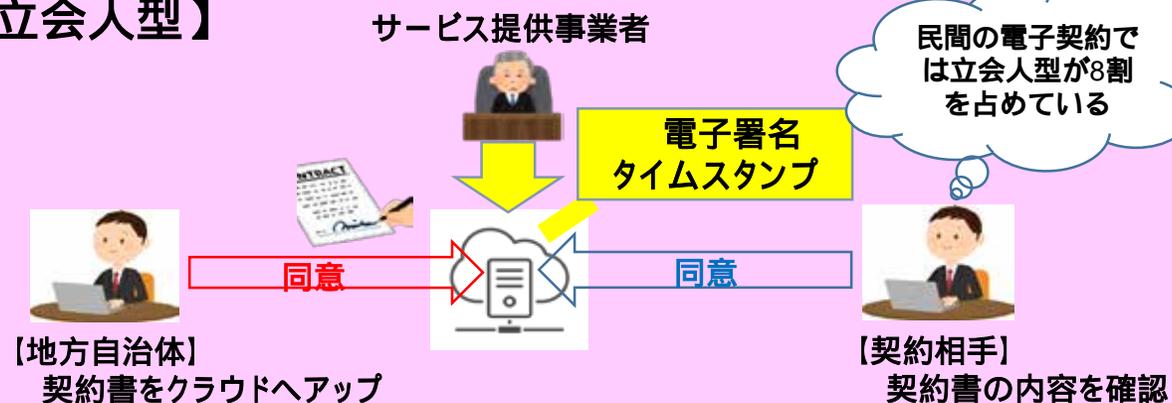
電子契約：当事者型と立会人型

【当事者型】



➡
 クラウドの普及
 契約におけるセキュリティの担保
 使い勝手の悪さが解消

【立会人型】



2020年7月17日付の総務省・法務省・経済産業省連名の電子署名法2条1項に関するQ&Aにより、民間の契約において、一定の要件を満たす立会人型電子契約サービスが公的に認められた。

立会人型の電子契約を要望する理由

○ 当事者型の電子契約の課題

- ・ 相手方も一定の要件を満たす電子証明書を取得している必要があるなど、中小企業等においてハードルが高く、導入や登録にも時間や費用がかかる。

○ 立会人型の電子契約の優位性

- ・ 地方自治体がサービス提供事業者と契約している場合、相手方は電子証明書を取得する必要がなく、インターネット環境が整っていれば電子契約を締結することができるなど、広く契約のデジタル化を進めることが可能。

地方自治体が立会人型電子契約を利用する場合の法令上の課題

1. 地方自治法の関係
2. 電子署名法の関係

地方自治法における立会人型電子契約サービスの利用に向けた解釈が不明確
 電子署名法第2条に該当する立会人型電子契約サービスが不明確

1. 地方自治法における立会人型電子契約サービスの利用に向けた解釈の明確化又は法令の改正

現状

- 地方自治法第234条第5項の条文中の「契約の相手方とともに」の部分が、当事者型の電子契約のみを認め、新しく登場してきた立会人型電子契約サービスを認めていない恐れがあり、利用した場合は法令違反となる懸念から、地方自治体は利用に踏み切れない。

(参考)

【地方自治法 第234条第5項】

普通地方公共団体が契約につき契約書又は契約内容を記録した電磁的記録を作成する場合には、当該普通地方公共団体の長又はその委任を受けた者が契約の相手方とともに、契約書に記名押印し、又は契約内容を記録した電磁的記録に当該普通地方公共団体の長若しくはその委任を受けた者及び契約の相手方の作成に係るものであることを示すために講ずる措置であつて、当該電磁的記録が改変されているかどうかを確認することができる等これらの者の作成に係るものであることを確実に示すことができるものとして総務省令で定めるものを講じなければ、当該契約は、確定しないものとする。

要望

- 民間で普及してきている立会人型電子契約サービスを地方自治体で利用できるように、地方自治法の解釈の明確化又は法令の改正をしていただきたい。

【解釈を明確化する場合】

- ・ 地方自治法第234条第5項において、立会人型電子契約を利用可能である旨の解釈を明確化し、通知やホームページでのQA等の公表により地方自治体に対して示す。

【法令の改正をする場合】

- ・ 立会人型電子契約サービスを利用可能となるように地方自治法第234条第5項を改正する。



2. 地方自治体が利用できる電子署名法第2条に該当する立会人型電子契約サービスの明確化

現状

- 地方自治法第234条第5項に規定する「**総務省令で定めるもの（指定された電子証明書と併せて送信される電子署名法第2条の要件を満たした電子署名）**」**を利用した立会人型電子契約サービスが明確ではない。**

(参考)

○ 地方自治法 第234条 第5項
 普通地方公共団体が契約につき契約書又は契約内容を記録した電磁的記録を作成する場合には、当該普通地方公共団体の長又はその委任を受けた者が契約の相手方とともに、契約書に記名押印し、又は契約内容を記録した電磁的記録に当該普通地方公共団体の長若しくはその委任を受けた者及び契約の相手方の作成に係るものであることを示すために講ずる措置であつて、当該電磁的記録が改変されているかどうかを確認することができる等これらの者の作成に係るものであることを確実に示すことができるものとして**総務省令で定めるものを講じなければ、当該契約は、確定しないものとする。**

「電子署名」の定義は、電子署名法第2条に規定

○ 地方自治法施行規則 第12条の4の2
地方自治法第234条第5項の総務省令で定めるものは、総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成15年総務省令第48号）第2条第2項第1号に規定する電子署名とする。

2 電子情報処理組織を使用して契約内容を記録した電磁的記録を作成する場合には、**前項の電子署名は、当該電子証明書を行つた者を確認するために必要な事項を証する次に掲げる電子証明書と併せて送信されるものに限る。**

総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則第2条第2項第2号に定める電子証明書

その他総務大臣が定める電子証明書

現時点では「地方公共団体情報システム機構」の職責証明書が定められている。(R2.9.18総務省告示)

要望

- 一定の要件を満たした立会人型電子契約サービス提供事業者の電子証明書を示して、**地方自治体が利用可能なサービスを明確に示していただきたい。**

【例】

- 地方自治法施行規則に基づく告示（総務省告示第 _____ 号）

地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）第12条の4の第2項第2号の規定に基づき、総務大臣が定める電子証明書を次のように定める。

地方自治法施行規則第12条の4の第2項第2号の総務大臣が定める証明書は「_____（民間電子証明書名）」（_____提供事業者名）（_____立会人型電子契約サービス名（_____サービス提供事業者名）のサービス）**を利用しているものに限る。**とする。

法務省では、商業登記法の申請者が利用する第12条の2の第1項第1号に「法務省令で定めるもの」としての証明書を民間事業者のものも含めてホームページで公表している。



- 法務省ホームページで公表している電子証明書

「商業・法人登記のオンライン申請について」

< 印鑑提出者本人による提出の場合 >

添付書面情報の場合

送信すべき電子証明書の種類

- ・ 商業登記電子証明書
- ・ 公的個人認証サービス電子証明書、特定認証業務電子証明書又は 指定公証人電子証明書

・ **その他**

ア「_____電子証明書名」（_____提供事業者名）（_____立会人型電子契約サービス名（_____サービス提供事業者名）のサービス）**を利用しているものに限る。** * 民間名は省略

イ (略)

地方自治体における立会人型電子契約の推進

茨城県

○ 関係法令等

○ 地方自治法 第234条 第5項

普通地方公共団体が契約につき契約書又は契約内容を記録した電磁的記録を作成する場合には、当該普通地方公共団体の長又はその委任を受けた者が**契約の相手方とともに**、契約書に記名押印し、又は**契約内容を記録した電磁的記録に当該普通地方公共団体の長若しくはその委任を受けた者及び契約の相手方の作成に係るものであることを示すために講ずる措置であつて**、当該電磁的記録が改変されているかどうかを確認することができる等これらの者の作成に係るものであることを確実に示すことができるものとして**総務省令で定めるものを講じなければ**、当該契約は、**確定しないものとする。**

○ 地方自治法施行規則 第12条の4の2 (総務省令)

地方自治法第234条第5項の総務省令で定めるものは、総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成15年総務省令第48号）**第2条第2項第1号に規定する電子署名とする。**

2 電子情報処理組織を使用して契約内容を記録した電磁的記録を作成する場合における**前項の電子署名は、当該電子証明書を行つた者を確認するために必要な事項を証する次に掲げる電子証明書と併せて送信されるものに限る。**

総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則第2条第2項第2号に定める電子証明書

その他総務大臣が定める電子証明書

○ 地方自治法施行規則に基づく告示 (総務省告示 第273号 令和2年9月18日)

地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）第12条の4の第2項第2号の規定に基づき、**総務大臣が定める電子証明書を次のように定める。**

地方自治法施行規則第12条の4の第2項第2号の総務大臣が定める電子証明書は地方公共団体情報システム機構が地方公共団体組織認証基盤において作成する職責証明書とする。

○ 電子署名及び認証業務に関する法律 第2条】（電子署名法 第2条）

この法律において「**電子署名**」とは、**電磁的記録**（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）**に記録することができる情報について行われる措置であつて、次の要件のいずれにも該当するもの**をいう。

当該情報が当該措置を行つた者の作成に係るものであることを示すためのものであること。 作成者表示機能

当該情報について改変が行われていないかどうかを確認することができるものであること。 改ざん検知機能

○ 総務省関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則 第2条

この省令において使用する用語は、特段の定めがある場合を除くほか、情報通信技術活用法において使用する用語の例による。

2 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

電子署名 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第2条第1項又は電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）**(電子署名法)第2条第1項に規定する電子署名をいう。**

電子証明書 次に掲げるもの（行政機関等が情報通信技術活用法第6条第1項に規定する行政機関等の使用に係る電子計算機から認証できるものに限る。）をいう。

- イ 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第3条第1項に規定する署名用電子証明書
- ロ 電子署名及び認証業務に関する法律第8条に規定する認定認証事業者が作成した電子証明書（電子署名及び認証業務に関する法律施行規則（平成13年総務省・法務省・経済産業省令第2号）第4条第1号に規定する電子証明書をいう。）
- ハ 商業登記法（昭和38年法律第125号）第12条の2第1項及び第3項の規定に基づき登記官が作成した電子証明書

地方自治体における立会人型電子契約の推進

○ 法務省ホームページ「商業・法人登記のオンライン申請について」（抜粋）

印鑑提出者本人による申請の場合

◇ 添付書面情報の場合

添付書面情報作成者の印鑑提出の有無等	当該作成者について規則第33条の3等該当の有無(注1)	送信すべき電子証明書の種類	その他
添付書面情報作成者が印鑑提出者である場合	該当しない (商業登記電子証明書を取得することができる印鑑提出者) 該当する (商業登記電子証明書を取得できない印鑑提出者)	商業登記電子証明書(注2) 公的個人認証サービス電子証明書(注3)、特定認証業務電子証明書(注4)又は指定公証人電子証明書(注5)	
添付書面情報作成者が印鑑提出者でない場合	添付書面に市町村の印鑑証明書が必要とされているもの・添付書面に認証者の認証が必要とされている場合の、認証者に関するもの	(1) 公的個人認証サービス (2) 特定認証業務電子証明書 ア 「セコムパスポート for G-ID」(セコムトラストシステム株式会社) (氏名及び住所を確認することができるものに限る。) イ 「電子認証サービス(e-Probatio PS2)」(株式会社エドテックイノベーション) (氏名及び住所を確認することができるものに限る。) ウ 「ID6電子認証サービスTypeA」(株式会社情報データバンク) (氏名及び住所を確認することができるものに限る。) エ 「AOSignサービスG2」(日本電子認証株式会社) (氏名及び住所を確認することができるものに限る。) オ 「CTT電子入札・申請届出対応電子認証サービス」(株式会社中電シーティーアイ中部認証センター)(注6) カ 「司法書士認証サービス」(注7) キ 「ビジネス認証サービスタイプ1-E(一般行政手続用電子証明書)」(日本精工(株)印刷)(注8) ク 「ビジネス認証サービスタイプ1-G(行政書士用電子証明書)」(日本精工(株)印刷)(注9) (3) 指定公証人電子証明書(注5)	上記(1)～(2)の他に、 (4) その他(注10) ア 「Cybertrust Trust Signature Certification Authority」(サイバーtrust株式会社) 「クラウドサイン」(弁護士ドットコム株式会社)又は「GreatSign」(株式会社TREASURY)のサービスを利用しているものに限る。 イ 「GlobalSign CA 2 for AATL」(GMOグローバルサイン株式会社) 「GMO電子印鑑A-sign」(GMOグローバルサイン・ホールディングス株式会社)又は「WAN-Sign」(株式会社ワンビシアークイブズ)のサービスを利用しているものに限る。 ウ 「セコムパスポート for Public ID」(セコムトラストシステム株式会社) エ 「DocuSign Cloud Signing CA-SII」(ドキュサインジャパン株式会社) 「EJ_Advanced」(ドキュサインジャパン株式会社)のサービスを利用しているものに限る。 オ 「GlobalSign CA 8 for AATL」(GMOグローバルサイン株式会社) 「クラウド契約管理Sign」(ラディックス株式会社)のサービスを利用しているものに限る。 カ 「GlobalSign CA 6 for AATL」(GMOグローバルサイン株式会社) 「GMO電子印鑑A-sign」(GMOグローバルサイン・ホールディングス株式会社)のサービスを利用しているものに限る。